

学校感染症の種類と出席停止期間について

山形県立米沢工業高等学校

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。)	治癒するまで。
第二種	インフルエンザウイルス (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)	発症した後5日を経過、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が減退した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
コレラ		
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス		
パラチフス		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
第三種	その他の感染症 溶連菌感染症、A型・B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、ロタウイルス感染症、ノロウイルス感染症、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、サイトメガウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、日本脳炎 など	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症例

* 第一種若しくは第二種感染症患者のある家に住居する者又はこれら感染症にかかっている疑いがあるものについては予防措置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

* 第一種または第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

* 第一種または第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

【出席停止期間例】

例) インフルエンザ①

発熱(症状発生)	受診(確定診断)	休養	解熱	休養	休養	登校可能
0日	→ 発症後1日	→ 2日	→ 3日	→ 4日	→ 5日	→ 6日

例) インフルエンザ②

発熱(症状発生)	受診(確定診断)	休養	休養	解熱	休養	休養	登校可能
0日	→ 発症後1日	→ 2日	→ 3日	→ 4日	→ 5日	→ 6日	→ 7日
				0日	解熱後1日	→ 2日	→ 3日